

事務連絡
令和6年5月30日

各都道府県建設業協会
事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
労働部

令和7年3月新規高等学校卒業者の就職に係る募集採用の流れについて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「令和7年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について」（令和6年2月22日付け全建労発第71号）にて、令和6年度の選考開始期日等の遵守について、周知の依頼をしたところです。

今般、全建においては、令和6年度事業計画の「4.（4）①若年者の人材確保」において新規高等学校卒業者等の労働市場に関する情報提供を行うことを記載しております。6月1日より、令和7年3月高等学校卒業者の募集採用（求人申込書のハローワークへの提出）が始まることから、当該情報提供における速報として、「令和6年度新規高等学校卒業者の募集採用の流れ（企業の対応）」（暫定版）を作成し、ポイント等をまとめました。

つきましては、貴会会員企業の皆様にご活用いただきたく、周知いただけますと幸いです。

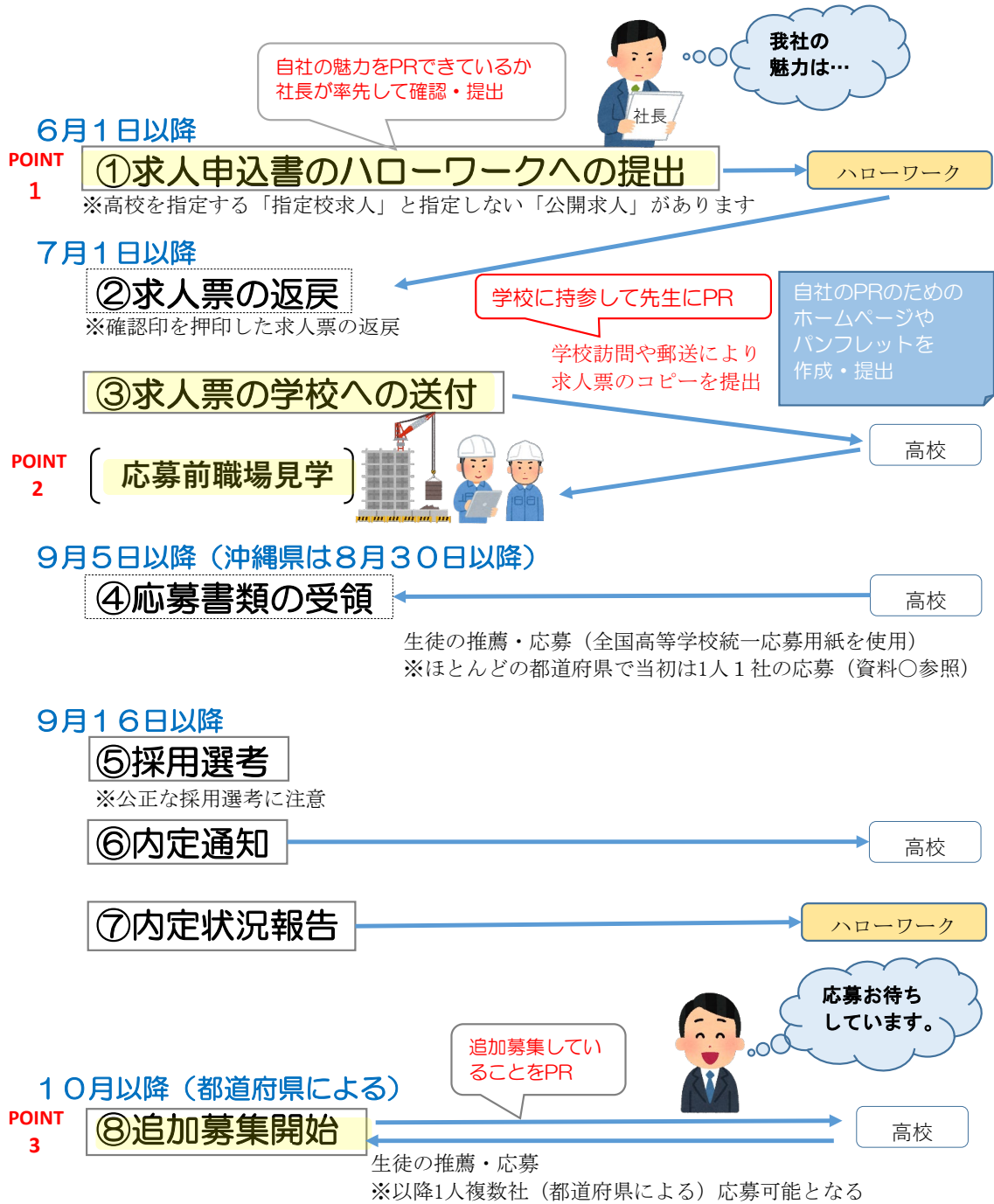
なお、今後、募集採用に係る情報（採用に関連する各種データ、採用のポイント等）をまとめて提供することとしております。

以上

担当：労働部 古田・菅原

令和6年度新規高等学校卒業者の募集採用の流れ（企業の対応）

〔 事業者登録 〕（ハローワークに求人申込をしたことがない場合）



- POINT 1** 求人票は、生徒、親、先生に企業の内容をPRできる貴重な資料です。賃金、休暇に加え、将来性、新入社員への丁寧な指導、福利厚生等貴社の魅力を十分にPRしてください。
求人票の記載内容が企業の魅力を十分PRできているか社長自らご確認ください。
- POINT 2** 応募前職場見学で応募先企業を決定する生徒が多くいます。
- POINT 3** 追加募集の仕組みを積極的にご活用ください。その際は、改めて学校に求人票を送付する等追加募集していることを積極的にPRしてください。

【参考】 新規大学等卒業者の募集採用の流れ

2/1求人申込、3/1広報活動の開始、4/1求人公開、6/1選考活動、10/1採用内定

資料：厚生労働省通知・HP資料から全建で加工して作成

全建労発第 71 号
令和 6 年 2 月 22 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

令和 7 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦

及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、文部科学省及び厚生労働省より、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和 6 年度においても選考開始期日等が遵守されるよう通知がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守について、周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木

5 文科初第 2036 号
職 発 0209 第 3 号
開 発 0209 第 3 号
令 和 6 年 2 月 9 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

矢 野 和 彦
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

山 田 雅 彦
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官

岸 本 武 史
(公 印 省 略)

令和 7 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお
礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、
貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和 5 年度においても適切な
取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職
希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を
図るため、令和 6 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次
第であります。

については、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等
及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られ
るよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能
力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程
及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同

和問題等に係る差別的取扱いが行われないう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いいたします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針(平成27年厚生労働省告示第406号)に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いいたします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者(新規義務教育学校卒業者及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)及び新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いいたします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和6年3月高等学校卒業予定者の就職内定率(令和5年10月末現在。文部科学省調査)は77.2%となり、昨年10月末と比べ、1.1ポイント増加しているものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和7年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いいたします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考の開始期日については、令和7年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和6年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)及び島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和6年9月5日（沖縄県については、令和6年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和6年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和6年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和6年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和6年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和6年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和6年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和6年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和7年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、過度な負担や学校における教育活動への影響が生じないように、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和6年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。